

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警察大学校国際警察センター所長
各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警務部長
警視庁公安部長 殿
警視庁刑事部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長

警察庁丁参企画発第11号、丁人発第32号
丁教厚発第123号、丁刑企発第5号
丁国捜発第181号、丁外事発第24号
丁国テ発第14号
令和4年2月9日
警察庁長官官房参事官
(国際・総合調整担当)
警察庁長官官房人事課長
警察庁長官官房教養厚生課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

持続可能な通訳体制の確立について（通達）

近年、我が国を訪れる外国人は増加傾向にあり、令和元年に約3,188万人と過去最高を記録し、その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により、大きく減少したが、同感染症が収束した後には、再び増加することが見込まれる。また、我が国に在留する外国人は令和元年末に約293万人と過去最高を記録し、新型コロナウイルス感染症流行中の令和2年末においても約289万人を維持している。

これら外国人が関係する事案に適切に対応するため、日本警察の通訳体制の更なる整備を推進する必要がある。都道府県警察の通訳体制は、部内通訳人（各都道府県警察から、その語学能力を見込まれ通訳人として指定・登録を受けている警察職員）と部外通訳人（都道府県警察から委託を受けて通訳に従事する民間の通訳人）により成り立っているところ、各都道府県警察においては、部内通訳人、部外通訳人及び通訳業務の効率化に関して、下記の点に留意し、持続可能な通訳体制の整備に努められたい。

なお、「持続可能な通訳体制の確立について（通達）」（令和3年3月25日警察庁丁参総発第18号ほか）については、廃止する。

記

1 部内通訳人の育成・運用

(1) 現状

部内通訳人は、通訳センター等の通訳運用部門以外の所属に配置されている場合、通訳要請を受けながらも自所属の業務の都合により応じられない場合があり、通訳実施の機会を逸することによる通訳能力や士気の低下が懸念される。また、需要が高まっている言語等の部内通訳人の育成・運用、士気高揚のための功績や功労の適切な評価、自己研鑽に委ねられている面が大きい部内通訳人の能力維持・向上等の課題がある。

(2) 取組事項

現状を踏まえ、次の事項に取り組むこと。

ア 部内通訳人の育成及び効果的な運用が、夜間・緊急時における迅速な対応や捜査の秘匿性を確保するためには、極めて重要な課題であるとの認識を各部門で共有すること。

イ 平素から通訳を要する事案における言語の種類や頻度に係る情報を部門横断的に収集・分析することにより需要の状況を把握し、必要に応じて育成人数の拡大を検討するなどして、中長期的な育成計画を策定し、国際警察センター語学研修や都道府県警察独自の育成研修等により部内通訳人を育成すること。

ウ 部内通訳人の配置状況を検証し、真に必要な部署への配置に務めること。特に需要が高まっている言語については、通訳センター等の通訳運用部門や通訳に即応できる部署に配置するよう務めること。

エ 部内通訳人が配置されている所属の幹部は、部内通訳人に対し過度な負担にならないよう配意しつつ、積極的に通訳実施の機会を与えること。

オ 部内通訳人の勤務成績を適正に評価した昇任管理を行うとともに、昇任配置については通訳能力を必要とする部門・部署に部内通訳人を配置するよう努めること。

カ 部内通訳人が旺盛な士気を維持しつつ職務に精励するよう、部内通訳人の功労を適切に評価し、表彰を一層積極的に実施すること。

キ 部内通訳人の自己研鑽のみに頼ることなく、外国人が関係する犯罪捜査、情報収集活動、相談事案受理等に必要な語学能力等に関する実践的な教養や都道府県警察独自のブラッシュアップ研修等を実施し、部内通訳人の専門的知識・技能の維持・向上を図ること。

2 部外通訳人の確保・運用

(1) 現状

部外通訳人による通訳件数は年々増加しており、部外通訳人の必要性は一層高まっている。特に需要が高まっている言語や少数言語に適切に対応するためには、部外通訳人の拡充が不可欠である。他方、部外通訳人は、語学能力・通

訳能力に優れる反面、部内通訳人と比べ刑事手続等に精通していないこともある。

(2) 取組事項

現状を踏まえ、次の事項に取り組むこと。

ア 部内通訳人の育成と同様に通訳需要の状況を踏まえ短期・中長期的な確保方針を策定し、都道府県警察のウェブサイトでの募集や、大学、自治体、国際交流協会等の関係機関との連携強化、平素の各種警察活動等を通じて幅広い言語の部外通訳人の確保に努めること。

イ 部外通訳人が本来の能力を発揮し、適切な通訳を行えるよう、随時、刑事手続や警察の通訳人としての心構え等について必要な研修を行うこと。

ウ 複数被疑者事件や少数言語の事案に適切に対応するため、都道府県警察間の部外通訳人の相互紹介等、都道府県警察相互の協力を一層強化すること。

3 通訳業務の効率化

(1) 現状

通訳業務は、特定の言語の需要の高まりやSNS等の普及による大量の画像翻訳の増加等、大きく変化している。限られた通訳体制で必要な通訳要請に対応するためには、通訳業務の効率化が不可欠である。

(2) 取組事項

現状を踏まえ、次の事項に取り組むこと。

ア 通訳については、取調べ官等と通訳人との間で、事案内容、取調べが必要な事項、専門用語等について事前に打合せを行い、正確かつ円滑な通訳が行われるよう努めること。また、翻訳については、依頼側と翻訳側との間で目的や範囲、優先順位等についての事前調整を行い、焦点を絞った上で翻訳が行われるよう努めること。

イ 警察職員に対して高度警察情報通信基盤システムの多言語翻訳機能の操作方法の教養等を行い、通訳センター等の通訳運用部門以外の所属における同機能の積極的な活用を促すこと。

ウ テレビ会議用端末装置を使った同一都道府県内や複数都道府県合同による部内通訳人研修を実施するなど、オンライン機器を積極的に活用すること。